みのお地域クラブ創設支援補助金交付要綱

（令和　八年　一月十九日箕面市教育委員会訓令第　　三号）

改正　令和　八年十一月　四日箕面市教育委員会訓令第九十三号

（趣旨）

第一条　この要綱は、みのお地域クラブ創設支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、箕面市補助金交付規則（昭和四十六年箕面市規則第二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第二条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、みのお地域クラブ活動の認定等に関する要綱（令和八年箕面市教育委員会訓令第二号。以下「認定等要綱」という。）第三条の規定によりみのお地域クラブ活動（認定等要綱第一条に規定するみのお地域クラブ活動をいう。）の認定を受けた者とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第三条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表第一のとおりとし、予算の範囲内において交付する。ただし、第五条第二項若しくは同条第五項の規定により補助対象期間が短縮された場合又は同条第三項後段若しくは同条第六項後段の規定による補助対象期間である場合であって、当該補助対象期間が六月に満たないときの補助金の限度額は、別表第二のとおりとする。

（補助の回数）

第四条　補助金の交付を受けることができる回数は、一の補助対象者につき一回を限度とする。ただし、次条第三項、第四項又は第六項の規定により申請された補助金の交付については、当該回数として計算しない。

（補助対象期間等）

第五条　補助金の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、第六条の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の初日から起算して六月を経過する日までの間とする。

2　前項の規定にかかわらず、補助対象期間が満了する日が申請日が属する年度の末日を超えるときは、当該年度における補助対象期間は、申請日の属する月の初日から当該年度の三月三十一日までとする。

3　前項の規定により補助対象期間が短縮された補助対象者は、翌年度の初日から四月三十日までの間に、第六条の申請をしなければならない。この場合における補助対象期間は、当該翌年度の初日から起算して当該短縮された期間に相当する期間を経過する日までの間とする。

4　第一項又は前項の補助対象期間が満了する日（以下この項において「満了日」という。）において、補助対象者が次のいずれかの要件を満たしている場合は、一度に限り、当該補助対象期間を六月延長することができる。この場合において、補助対象者は満了日の属する月の翌月の末日までに第六条の申請をしなければならない。

一　満了日の属する月の前月の末日において補助対象者が運営するみのお地域クラブ活動に加入していた箕面市立中学校在籍の生徒の数が五以上であること。

二　満了日の属する月の前月において補助対象者が実施したみのお地域クラブ活動に参加していた箕面市立中学校在籍の生徒の数を当該月に実施したみのお地域クラブ活動の回数をもって除した数が五以上であること。

5　前項の規定にかかわらず、前項の規定により延長した補助対象期間が満了する日が申請日が属する年度の末日を超えるときは、当該年度にお

ける補助対象期間は、申請日の属する月の初日から当該年度の三月三十一日までとする。

6　前項の規定により延長した補助対象期間が短縮された補助対象者は、翌年度の初日から四月三十日までの間に、第六条の申請をしなければならない。この場合における補助対象期間は、当該翌年度の初日から起算して当該短縮された期間に相当する期間を経過する日までの間とする。

（交付申請）

第六条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、みのお地域クラブ創設支援補助金交付申請書（様式第一号）及びみのお地域クラブ活動実施計画書（様式第二号）を箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第七条　委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、規則第七条の規定により補助対象者に通知するものとする。

（状況報告）

第八条　補助対象者は、補助対象期間における毎月の活動状況について、翌月の十日までに、活動状況報告書（様式第三号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第九条　補助対象者は、補助対象期間が満了したときは、当該満了した日から起算して三十日を経過する日又は当該満了した日が属する年度の三月三十一日のいずれか早い日までに、みのお地域クラブ創設支援補助金実績報告書（様式第四号）に補助対象経費の実支出額を証明する書類等を添えて、委員会に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第十条　委員会は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、規則第十三条の規定により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第十一条　補助対象者は、前条の通知を受けたときは、請求書を速やかに委員会に提出するものとする。

（概算払）

第十二条　委員会は、第七条の規定により補助金の交付を決定した場合において、みのお地域クラブ活動の円滑な運営及び実施を図る上で必要があると認めるときは、規則第十六条第一項ただし書の規定により概算払により交付することができる。

2　前項の規定により補助金の概算払による交付を受けようとする補助対象者は、規則第十六条第二項の規定により委員会に概算払による交付を申請しなければならない。

3　委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、概算払いによる交付の承認又は不承認を決定し、規則第十六条第三項により補助対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第十三条　委員会は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

一　認定等要綱第十条第一項の規定により同項に規定する地域クラブ活動認定（認定等要綱第七条の変更の認定を除く。）の取消しを受けたとき。

二　この要綱の規定に違反したとき。

三　偽りその他不正な手段により、第七条の規定による補助金の交付の決定を受けたとき。

四　補助金をその目的外の用途に使用したとき。

2　前項の規定は、第十条の規定により補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

3　委員会は、第一項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第十四条　委員会は、前条第一項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象者の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2　委員会は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（委任）

第十五条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、箕面市教育委員会教育長が定める。

附　則（令和八年一月十九日箕面市教育委員会訓令第三号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附　則（令和八年十一月四日箕面市教育委員会訓令第九十三号）

（施行期日）

1　この要綱は、訓令の日から施行し、改正後のみのお地域クラブ創設支援補助金交付要綱の規定は、令和八年十一月一日から適用する。

（経過措置）

２　改正前のみのお地域クラブ創設支援補助金交付要綱第五条第四項の規定によりなされた延長の手続は、改正後のみのお地域クラブ創設支援補助金交付要綱第五条第四項の規定によりなされた延長の手続とみなす。

別表第一（第三条関係）

補助対象経費	補助率	補助の限度額
1　補助対象者がみのお地域クラブ活動において支出する次の各号に掲げる経費 一　指導人材（みのお地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材をいう。以下同じ。）に対する謝金及び保険料 二　試合、大会等への参加に係る指導人材の交通費（公共交通機関を利用する移動に要する費用であって、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出したものをいう。） 三　消耗品費（物品単価が二万円未満のものに限る。） 四　印刷製本費 五　施設利用料（賃料等は除く。） 六　雑役務費 七　指導、審判、その他みのお地域クラブ活動の運営及び実施に当たり必要となる研修、講習及び資格取得等に関する費用 八　その他箕面市教育委員会教育長が必要と認める経費	十分の十	1　補助金の限度額は、次の各号に掲げる補助対象者が補助対象期間内において実施したみのお地域クラブ活動の回数に応じ、当該各号に定める額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。 一　二十回以上四十回以下　二十万四千円 二　四十一回以上六十一回以下　三十八万四千円 三　六十二回以上　五十五万八千円 2　前号の規定にかかわらず、補助対象者が指導人材一名でみのお地域クラブ活動を実施した場合にあっては、それぞれ前項各号に定める額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表第二（第三条関係）

補助対象期間	活動回数	補助の限度額
一月	三回以上五回以下	三万四千円
	六回以上九回以下	六万四千円
	十回以上	九万三千円
二月	六回以上十二回以下	六万八千円
	十三回以上十九回以下	十二万八千円
	二十回以上	十八万六千円
三月	十回以上二十回以下	十万二千円
	二十一回以上三十回以下	十九万二千円
	三十一回以上	二十七万九千円
四月	十四回以上二十七回以下	十三万六千円
	二十八回以上四十一回以下	二十五万六千円
	四十二回以上	三十七万二千円
五月	十七回以上三十四回以下	十七万円
	三十五回以上五十一回以下	三十二万円
	五十二回以上	四十六万五千円

備考

一　補助金の限度額は、補助対象者が補助対象期間において実施したみのお地域クラブ活動の回数に応じ、補助の限度額の欄に定める額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

二　前号の規定にかかわらず、補助対象者が指導人材一名でみのお地域クラブ活動を実施した場合の補助金の限度額は、それぞれ補助の

限度額の欄に定める額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。